

## 国立社会保障・人口問題研究所における公的研究費等の運営・管理に関する行動規範

平成29年2月21日  
最高管理責任者

国立社会保障・人口問題研究所（以下「所」という。）は、厚生労働省が管轄する社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行う国立機関である。所の研究活動は、国の一般会計予算と公的研究費（以下「公的研究費等」という。）を基に実施されていることを踏まえれば、これらの公的研究費等を適正に運営及び管理することは、所及びその構成員である職員等（常勤職員、再任用職員、非常勤職員等、所内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員：以下「職員等」という。）の社会的な責務である。

公的研究費等の不正使用は、単に所及び職員等のみにととまらず、我が国の科学研究に対する国民の信頼を揺るがしかねない重大な問題であることを、職員等は深く認識すべきである。

所における研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、職員等が遵守すべき行動規範をここに定める。

### （職員の責任）

職員は、国民の負託を受け公務に従事する「国民全体の奉仕者」として高い使命感及び倫理観を持ち、法令及び所が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守し、公的研究費等の効率的な運用と適正な管理・執行を行わなければならない。

### （公的研究費等の使用における意識）

職員等は、公的研究費等の使用に当たり、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、国民の疑惑や不信を招くなことのないよう公正に行動しなければならない。

### （不正防止の努力義務）

職員等は、公的研究費等の不正使用が、個人のモラルの低下のみならず、組織的な取り組みの不十分さからも起こり得るものであることを認識し、職種間の相互理解をより深めながら、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

### （研究職員の責務）

研究職員は、個人の発意に基づき獲得した公的研究費等であっても、所が管理する公金であることを認識し、事務処理手続き及びルール等を理解した上で、適正かつ効率的に使用しなければならない。

(事務職員の責務)

事務職員は、公的研究費等を適切に執行するために必要な専門的能力の研鑽に努め、適正かつ効率的な研究の遂行に不可欠な一翼を担っていることを十分に認識し、行動しなければならない。